

# 『カスタム出力』使用許諾契約書

## 第1条 概要

本使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）は、『カスタム出力』およびそれに付随する製品（以下「本製品」といいます）の使用許諾に関して、『PCA Dream21』をご使用のお客様と、ピー・シー・エー株式会社（以下「PCA」といいます）との間に締結される法的な契約書です。

## 第2条 定義

「本製品」とは、『カスタム出力』ソフトウェアおよびそれに関連した媒体、印刷物（マニュアルなどの文書）、および「オンライン」または電子文書の総称です。

## 第3条 契約内容の承諾と使用の許諾

お客様が「本契約書」のすべての条項および条件を厳守する限り、「PCA」はお客様に「本製品」使用の権利を許諾します。

「本製品」をインストール、または使用することによって、お客様は「本契約書」の条項に拘束されることに承諾されたものとします。

「本契約書」の条項に同意されない場合、お客様は、「本製品」のインストール、使用のいずれもできません。

## 第4条 インストール数規定

お客様は、「本製品」を『PCA Dream21』と共にのみ使用する限り、数に限りない内蔵デバイスにインストールして使用することができます。ただしこれは、「本製品」が該当『PCA Dream21』の存在する環境にインストールされ、『PCA Dream21』の一部として、『PCA Dream21』とともに使用される場合に限りです。

『PCA Dream21』のインストール数はご購入いただいた『PCA Dream21』のライセンス数以内に限定されません。

## 第5条 譲渡の禁止

お客様は、「本製品」およびその使用权を第三者に譲渡または担保の用にすることはできません。

お客様は「本製品」のレンタル、リースその他貸与はできません。

お客様は「本製品」に関して著作権者の権利を侵害しまたはその恐れのある行為を行うことはできません。

## 第6条 リバース エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限

お客様は、「本製品」をリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。ただし、適用される法律により明示に許可されている場合はこの限りではありません。

## 第7条 権利の帰属

「本契約書」に特に規定されていないすべての権利は、「PCA」によって留保されます。

## 第8条 契約の終了

お客様が「本契約書」の条項または条件に違反した場合、「PCA」は、他の権利を害することなく本契約を終了することができます。そのような場合、お客様は「本製品」をすべて破棄しなければなりません。

## 第9条 損害賠償

お客様が「本契約書」の条項または条件に違反した場合、「PCA」は違反により発生した損害額の賠償を請求するものとします。

## 第10条 著作権

「本製品」は使用を許諾されるもので、著作権・販売権等が委譲されるものではありません。